

『庁攬』にみる神武天皇陵御修復

—— 文久三年六月の「立会附切」 ——

外池
昇

はじめに

- 一、物産会所に「立会御用」申し付け、旅宿は自炊で
 - 二、御修復御用は「立会附切」で
 - 三、宇都宮戸田藩士より奈良奉行所与力への書簡
 - 四、「立会」と出土品
 - 五、「棟梁」以下名前書付
 - 六、木材と石の献納・調達
 - 七、神武天皇陵の周辺
- おわりに

著者はすでに「中条良蔵『序攬』にみえる神武天皇陵修補の発端」（成城大学民俗学研究所『民俗学研究所紀要』第三十七集、平成二十五年三月、以下前稿という）を著し、幕末期における神武天皇陵修補について、奈良奉行所与力中條良蔵による『序攬』（奈良県立図書情報館所蔵）からその詳細な経緯を明らかにした。

ところが前稿では、『序攬』の記述が始まる文久三年正月条から同年五月条までの記述を扱いたく、い得たにとどまった。本稿はその後を承けて、同年六月条の記述を取り上げることにした。

その文久三年六月の神武天皇陵修補を考えるのに際して触れておくべき研究がある。佐藤虎雄著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理に就いて」（神宮皇学館館友会『皇学』〔第四卷第四号、昭和十一年十二月〕、平成五年七月に国書刊行会より復刊）は、幕末期の神武天皇陵修補をめぐる特に文久三年に注目して論じたものである。ここでは、神武天皇陵の域内に埋められた碑の銘文について、その碑の傍らに神武天皇陵から出土した土器が「石函」に蔵して埋められたことについて、明治九年三月の蜷川式胤編『観古図説陶器之部一』に神武天皇陵から出土土器の岡本桃里による図が二十六図にわたって載せられていることについて、また、同じく神武天皇陵から出土土器の図が「簡単なる詞書を附し、『菅原朝臣楳麿』『神皇之臣』の朱印を

捺した紙本」とされていること等について取り上げている。佐藤論文の指摘するこれらの事柄は、いずれも本稿でみる神武天皇陵における普請に由来するものである。

本稿では前稿と同様『庁攬』の記述に沿って考察を加えることになるが、六月条ではいよいよ神武天皇陵の修補について具体的な記述がみられるようになる。『庁攬』をめぐる研究史等についてはすでに前稿で述べた通りであるが、『庁攬』が、神武天皇陵の成り立ちをいわば即物的な視点から細大漏らさず記録する極めて貴重な資料であることは、本稿によつてますます明らかになることであろう。

ここで、前稿のタイトルでも用いた「修補」ということばについて触れておきたい。一般に近世期以降の陵墓の普請を示すことばとしては「修補」が用いられるが、こと『庁攬』に限つてみれば「修補」とは言わず専ら「御修復」が用いられている。確かに、京都所司代と宇都宮戸田藩の間に立つて神武天皇陵の普請を担当した奈良奉行所の用いることばとして、「御修復」とはいかにも相応しく思われる。本稿では史料に即して「御修復」に拠ることにする。

一、物産会所に「立会御用」申し付け、旅宿は自炊で

史料Ⅰ 文久三年六月 「神武天皇陵御修復『立会御用』大坂・兵庫・箱館物産会所立会御用申渡、また旅宿手賄の事」

○六月三日 朝五ツ時比戸田越(忠恕)前守様御内永田市郎左衛門使之由ニ而良藏方へ持参

以剪紙致啓上候、然者今般

神武天皇陵御修復立会之儀、大坂兵庫箱館物産会所立会御用申渡置候、支配向之もの者別紙之通伺之上申渡候間、此段御達申候

一其表旅宿之儀其筋最寄江御申付有之候様いたし度、尤手賄之積りニ付賄道具其外とも銘々町役人江可申談候間、無差支様取斗可申旨御申渡有之候様いたし度存候
右之段可得御意如斯御座候、以上

五月晦日

池野勇一郎 印

川勝丹波守(広連) 印

山岡備後守様(景恭)

猶以別紙旅宿書壹通差遣申候、宜御取斗有之候様いたし度存候、以上

御勘定

神武天皇陵御修復御用立会繁々見廻り是迄之御用意可相勤旨

(永野忠精)
和泉守殿江伺之上申渡候

鈴木觀之助

御勘定吟味方下役

出役

藤田弥太郎

御普請役

副田元右衛門

同見習

大野元太郎

同所御用立会是迄之御用意申合老人宛在勤入念可相勤旨申渡候

旅宿書付

御勘定吟味方下役

出役

藤田弥太郎

上下三人

御普請役

副田元右衛門

上下三人

同見習

大野元太郎

上下三人

この内容はおおむね以下の通りである。

文久三年六月三日の朝五ツ時頃に、宇都宮戸田藩士永田市郎左衛門の使が中條良藏に持参した勘定奉行川勝丹波守・池野勇一郎から奈良奉行山岡備後守(景泰)に宛てた五月晦日付の「達」の内容は次の通りである。「この度神武天皇陵御修復の立会については、大坂・兵庫・箱館産物会所に立会御用を申し渡し置く。支配向の者は別紙の通り伺の上申し渡すのでこの段達する。また、宿はその筋の最寄りに申し付けたいが、自炊(「手賄」)の予定なので賄道具等はそれぞれ町役人に申し談ずるので、差し支えない様取り計らうべき旨申し渡すようにしたい」。なお、別紙にて「旅宿書」一通を差遣わしたのでよろしく取り計らうように、神武天皇陵御修復御用の立会は「繁々」見廻りとしこれ迄の御用を勤めるべき旨を老中水野和泉守(忠精)へ伺の上申し渡す。神武天皇陵御用の「立会」はこれ迄の御用意を申し合わせ一人宛在勤として入念に勤めるべき

旨申し渡す。

ここにみえる「立会」とはどういうことなのであろうか。史料Ⅰの要諦はこの「立会」にあるといってもよいであろう。その「立会」の内容は以下の史料によって明らかとなる。

二、御修復御用は「立会附切」で

史料Ⅱ 文久三年六月「神武天皇陵御修復御用『立会附切』仰渡」

○六月四日於小書院

備後守殿より御達

中條良藏

神武陵御修復御用向為立会附切可被相勤候、右牧(牧野忠恭)備前守殿被 仰渡候二付此段申渡之

亥六月

山陵懸り与力江

鳥山藤左衛門

佐々倉権左衛門

神武陵御修復御用立会中條良藏へ申渡候間、同様附切相勤候様可被申渡候

亥六月

四〇

史料Ⅱの内容は、六月四日に奈良奉行山岡備後守が中條良藏に、神武天皇陵御修補御用を「立会附切」にて勤めるよう京都所司代牧野備前守から仰せ渡し忠告になったので、これを申し渡す。また山陵懸り与力の鳥山藤左衛門・佐々倉権左衛門には、神武天皇陵御修復御用「立会」を中條良藏へ申し渡したので、同様に「附切」にて勤めるよう申し渡された、というものである。

これは、史料Ⅰにみえる勘定奉行川勝丹波守による「達」を受けた奈良奉行の措置といえる。以降、中條良藏以下鳥山藤左衛門・佐々倉権左衛門は、神武天皇陵御修復について「立会附切」にて勤めることになる。

三、宇都宮戸田藩士より奈良奉行所与力への書簡

史料Ⅲ 「御勘定鈴木観之助・御普請役副田元右衛門八木村着に付山陵御懸り林藤左衛門より書簡」

○六月十日夜八ツ半時比今井町より仕立飛脚到来、山陵御懸り戸田越前守殿家来林藤左衛門

(文久三年)

急御用状与相認、当方山陵懸りと与力四人宛二而、立合御用二付御勘定鈴木觀之助御普請役副田元右衛門八木村江着二付取斗向談合二付、当御役所々懸りと与力可罷越歟鈴木觀之助義南都江可参哉之義被尋越候付、同日中條良藏より副田元右衛門江向御勘定一同へ御奉行御談之筋有之候間御出南御望候様被申聞之段、今日及懸ヶ合候書面之写差添右二而承知有之候様返書相認右飛脚江為持遣候事

右の部分の直前には「御勘定鈴木觀之助上下四人」「御普請役副田元右衛門上下式人」が六月九日明六時に「大坂鈴木町御役宅」を出発し、十日には今井町に到着の予定の旨の記述がある。⁽¹⁾

史料Ⅲの内容はおよそ以下の通りである。六月十日夜八時半時頃に今井町から仕立飛脚が到来した。山陵懸りの戸田越前守家来林藤左衛門が急御用状を認めたもので、山陵御懸りと与力四人宛である。立合御用につき御勘定鈴木觀之助と御普請役副田元右衛門が八木村に着いたのを取り計らい向きについて相談のため、当御役所（奈良奉行）から懸りと与力が罷り越すべきか鈴木觀之助が南都に参るべきかについて尋ね越して来たので、同日に中條良藏から副田元右衛門へ向け、御勘定一同へ奈良奉行が相談の筋があるので奈良にお出かけ下さるよう御望の旨申し聞かされたので、今日懸け合いに及ぶ書面の写を差し添えこれにて承知されたいとの返書を認

めて、右の飛脚に持たせ遣わした。

ここでは文言の上で明示されてはいないが、この一連の経緯の前提としてはもとより神武天皇陵御修復御用の「立会附切」がある。同月十二日には御勘定鈴木觀之助は奈良奉行所に出向き、小書院にて中條良藏・羽田謙左衛門・同半之丞・橋本喜久衛門・鳥山藤左衛門・佐々倉権左衛門と面会することになるが、そこで取り上げられたのは神武天皇陵御修復御用の「立会附切」についてであったと考えられる。

四、「立会」と出土品

史料Ⅳ 文久三年六月十五日「神武天皇陵御修復所立会（外堀出来・佐倉川筋直し、土器・

錢出土）」

（文久三年六月）

二●同月十五日朝五ツ時比より

神武帝陵御修復所江為立会罷越御陵廻り四方とも外堀出来石垣者積無之、右石先達而多武峰谷小川之石を取寄有之、今日今藤堂和泉守殿御領分倉橋村領ニ有之候石を取寄ニ相成候由林藤左衛門より噂有之

但山陵奉行家来詰所仮小屋ニ林藤左衛門并同役一人下役小林仙三右仮屋西手ニ

半井安之助
方棟梁

村民之助被詰同人案内ニ而山陵奉行役方立会、同道ニ而御普請所及見^{午刻、}過、旅宿へ良藏并
下役とも同道ニ而引取、山陵奉行役方之内林藤左衛門と被引取候事

○佐倉川一名神武田川の北ノ方ナル地所川筋を直シ候節、兆域外境ニ堀を造り候節、土中よ
り出候土器并瓦丸木之朽候古木類、又者土器ノ中ニ神功開宝



ト無字ノ



ト有

之、尚又



萬年通宝



聖宋元寶

是者八百八十二年

○萬年通宝 千八十四年

○神功開寶 千百七年

○隆平永寶 九百廿八年

右者五月下旬ニ掘出之由林藤右衛門より噂有之事

ここにみられるのは、神武天皇御修復の実地における記録である。これまでも前稿および
本稿で『序攬』から神武天皇陵御修復についての記述を多くみてきたが、実地の記録ははじめ
てである。

史料Ⅳの内容は概ね次の通りである。

六月十五日朝五ツ頃から神武天皇陵御修復の場所に「立会」の為に出向いたが、「御陵廻り四方」とも「外堀」は出来ており、石垣は積まれていなかった。これに用いる石は先日多武峰谷小川の石を取り寄せ、今日からは藤堂和泉守領分の倉橋村領（桜井市倉橋）の石を取り寄せる旨林藤左衛門から話があった。また、山陵奉行御家来詰所仮小屋には林藤左衛門と同役一人下役小林仙三が、その仮小屋の西手には半井安之助棟梁の木村民之助が詰めており、その案内で山陵奉行方と「立会」、同道して午刻過ぎに御普請所を見て、旅宿へ中條良藏ならびに下役とも同道にて引取り、山陵奉行役方の内林藤左衛門と引き取った。一名神武田川ともいう佐倉川北方の地所で川筋を直して兆域外境に堀を造った際に、土中から出た「土器」「瓦」「丸木」が朽ちた「古木類」が、また「土器」の中には「神功開宝」とあるものと無字のものがあり、なお、「萬年通宝」「聖宋元寶」（八百八十二年）、「萬年通宝」（千八十四年）、「神功開寶」（千百七年）、「隆平永寶」（九百廿八年）があり、これらは五月下旬に掘り出したと林藤左衛門から話があった⁽³⁾。

さてここに、「立会」あるいは「立会附切」ということの内容が明らかである。要は、御修復に際して現地に付ききりになるということである。といっても、「山陵奉行方」はすでに現地にあつて差配していた訳で、この度新たに奈良奉行方について「立会」なり「立会附切」とされたということである。なお山陵奉行戸田忠至は、文久三年四月から八月までは江戸にいた

ために神武天皇陵御修復の現地には不在である。⁽⁴⁾

なお史料Ⅳには「詰所」また「詰」とあるが、この「詰」がいつてみれば「立会」なり「立会附切」の実態ということが出来る。例えば『序攬』文久三年六月十五日条、つまり史料Ⅳの翌日の条には、「中條良藏同道兩人相連御陵御普請所江相詰候事」、また「今日御普請詰役副田元右衛門」とある。⁽⁵⁾敢えて言えば、「立会附切」にしても、「立会」にしても、また「詰」にしても、その示す所はいずれも同じである。

なお「山陵御修補始末稿三」（「山陵御修補始末稿三四」（宮内庁書陵部所蔵））には、「垣輪土器并古銭ノ概形」として「埴輪土器」三十一点と、「古銭」三点の図が載せられている。まず「埴輪土器」についていえば、形状はさまざまであるが、それぞれ大きさについて「五寸／六寸五分位」「三寸五分／六寸三分」「二寸二分／四寸二分」「四寸／八寸五分」「二寸／二寸五分」「一寸五分／二寸二分」「三寸四分／二寸三分」「二寸七分／二寸八分」「六寸／六寸」「三寸／六分」「三寸三分／二寸四分」「四寸／八寸」「五寸／三寸」「三寸二分／三寸八分」「一寸五分／五分」「三寸五分／四寸三分」「六寸五分／二寸」「六寸二分／三寸九分」「四寸五分／四寸」「三寸／五寸五分」「二寸五分／五寸五分」「二寸三分／五寸」「四寸三分／五寸七分」「五寸／四寸」「一寸五分／二寸三分」「四寸二分／三寸五分」「二寸四分」「四寸五分／四寸五分」「一寸六分」「四寸五分／二寸」「二寸九分／二寸二分」とある。また「古銭」についていえば、

三点のうち二点には「神功開寶」「隆平永寶」とある。一点には文字がみられず、それに続けて「此他文字不明ノ古銭若干」とある。さらにその後には「右ハ松井元儀ノ記憶ノ儘ヲ写シタルモノニ御座候」とある。ここにはこれら「垣輪土器」や「古銭」がいつどこで得られたのかについての記述はみられないが、明らかに史料Ⅳのいう「土器」と「古銭」について後になつてから松井元儀の「記憶」を根拠として記録したものといえる。

また、この他にも神武天皇陵御修覆の際に得られた「土器」についての記録がある。これについては、「はじめに」で触れた佐藤著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理に就いて」で論じられており、拙稿「神武天皇陵埋碑と擬刻」（成城大学民俗学研究所『民俗学研究所紀要』第三十四集、平成二十二年三月）でも大略触れた事柄ではあるが、本稿の関心の視点から捉え直しておくことにしたい。

蜷川式胤著『観古図説陶器之部一』（明治九年三月）は、蜷川式胤誌「上古陶器ノ説」（明治九年三月）で、「大和国高市郡山本郷ノ内畝火山ノ東北ヨリ出ル土器類」として、神武天皇陵御修覆に際してその域内から出土した「祭器」の模写図を二十六図載せ、「祭器」の出土やその模写の経緯についても詳しく述べる。この「祭器」は史料Ⅳにみる「土器」に相当するものである。以下の通りである。

大和国高市郡山本郷ノ内畝火山ノ東北ニ字ミサンサイト云フ所ハ則チ神武天皇ノ御陵ニ而、
文久二年五月修覆ノ時其地中ヨリ掘リ得タル處ノ祭器凡五十品也、岡本桃里此時ニ出役中自
ラ其形ヲ模写ス、ソノ後官ヨリ命アリテ悉皆元ノ如ク埋メラル、左ノ一ヨリ二十六迄ノ図ハ
右五十品ノ内ニシテ此器ノ中ニ曲玉管玉等ノ有ル無ケレハ必ス供器ナラント思ワル、多クハ
手ツク子ニテ底ノ方細シ、作柄ハ尤モ古ク見ス（傍線は原文のママ）

これによれば、この際「掘り得タル處ノ祭器」は「凡五十品」であり、一部は岡本桃里によつて「模写」もされたというのである。⁽⁹⁾

蛭川式胤には『神武陵発掘茶碗の記』（一冊）との著書が存するといひ、⁽¹⁰⁾その書名からするといかにもここでみている神武天皇陵の域内の「地中ヨリ掘り得タル處ノ祭器」と関係深い著作のようにも思われるが、今これを確認できない。

さて、これらの「土器」はその後どのように扱われたのであろうか。これについては、神武天皇陵御修復の成功を記念して慶応元年五月七日に神武天皇陵域内に埋められた石碑（以下「埋碑」という）の正面の刻文によって、その際得られた「嚴瓮」「手抉」「平坏」「窪坏」「高坏」は孝明天皇の御覧に供された後「石函」に入れて「埋碑」の右に埋められたことが知られる。⁽¹¹⁾

もつとも、その一部は埋められることなく宇都宮戸田藩士、あるいは「下野鹿沼の勤王画家」

の手に渡った。

宇都宮戸田藩士として神武天皇陵御修復に携わっていた縣信緝（勇記、六石¹²）の曾孫である長嶋元重氏が著した「随想宇都宮藩山陵修補事業と考古資料―神武陵内埋没碑全文および神武陵出土土師器―」（『栃木県考古学会誌』第十七集、一九九五年七月）は、縣信緝が同藩士の吉田可黙に宛てた書簡で神武天皇陵から出土した「土器」を入手したい旨述べていることを紹介した上で¹³、縣信緝が「土器」を実際に入手して精進潔斎して「土器」を祀ったこと、戊辰戦争に際して宇都宮城の落城を予想した縣信緝は「土器」を油紙で包装して箱に納めて蓮池に沈めたものの再び発見することはできなかったこと、明治十四年の縣信緝の逝去後、士族たちが蓮池に旧藩主を迎えて鴨猟をした際に縣信緝の三男佳樹によって偶然にもその箱が発見され縣家に伝えられたこと等を記し、その「土器」の写真と実測図を載せる¹⁴。

さて、佐藤著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理について」は、神武天皇陵から出た「土器」の図を載せた「紙本」の存在について指摘しつつ、その「紙本」の「土器」の図は、『観古図説陶器之部一』の図を転写したものであるとして、以下のように述べる。

同論文が取り上げる「紙本」は、それぞれ「神宮皇学館」、「三重県一志郡久居町本町の館友清水庫之助氏」、そして「愛知県知多郡三和村小倉の畑中幸平氏」が所蔵する三本であり、そのいずれにも、「土器の図」、「簡単なる詞書」、また「菅原朝臣棟麿」「神皇之臣」の「朱印」

があるとし、それら三本の写真も載せる。そして、三本それぞれの「土器の図」「詞書」の異同をこと細かに指摘した上で清水本と畑中本には神武天皇陵から出たもの以外の「土器」もが載せられていることを指摘して、「不注意の為に三輪山の祭器や、日向本城の齋瓮を入れたのは不敬も甚しいものである」と断じる。そして、「詞書と絵図とは恐らく同一人の筆になるものと思はれるが確な事は分らない」、また、「観古図説の編纂されたのが、明治九年三月であり、御埋の碑文の出版されたのが明治十四年であるから、以上の三本も此の間にものされて流布されたものであらう」と、「紙本」の成った年代について見通しを立てる。⁽¹⁷⁾

この「紙本」が二本対として著者の手許にある。二本とも紙を縦にして、「詞書」を上部に書き「土器」を下部に画いたもので、『菅原朝臣楳麿』『神皇之臣』の朱印も二本ともに捺されてある。そして、二本それぞれに「種類／重寶、品数／豎一幅、形状／神武天皇御陵掘物圖」とあるラベルが貼付されている。この際これについてもみておきたい。仮にこの二本を（a）（b）とする。

上部に書かれた「詞書」は次の通りである。

（a）文久三年春二月

奉勅脩埋畝火山東北

陵得瓦器許多體

制古朴盖上世祭

祀之具也

天覽后埋于陵右旁

于時大和介谷守氏^(森)

作哥紀埋碑哥曰

(b) みさ、きのみたま

まつりしそのかみの

あとをのこして

千代もいは、む

この「詞書」は、右にみた「埋碑」の正面の刻文の大意である。佐藤論文が載せる「紙本」三本についても同様である。

下部には、「土器」の図が (a) に十五点、(b) に十六点画かれている。いずれも『観古図説陶器之部一』に載せられた神武天皇陵から出た「祭器」の図から転写されたものであるが、佐藤論文が指摘する三本の「紙本」と同様に、神武天皇陵から「掘出」されたもの以外の「土器」も画かれている。つまり、(a) には「大和国式上郡三輪」の「神山」より寛政十一年春に掘出されたもの、「日向国諸縣郡本城十日町」より提出されたもの、「上野国群馬郡植野村二

土俗所謂豊城入彦命墳」(総社二子山古墳、群馬県前橋市総社町植野)より寛政年間に掘出されたものが、(b)には「日向国諸縣郡本城十日町」より提出されたもの、「大和国添上郡大奈閉ノ山陵」(宇和奈辺陵墓参考地、ウワナベ古墳(奈良県奈良市法華寺))の陵上から得られた「土ヲツメテ土留メノ為ニ甃ミタ」るものの図が、神武天皇陵から「掘出」された「土器」の図に交ざっているのである。

さらに佐藤論文は、神武天皇陵から「掘出」された「土器」が神社に納められている例についても触れる。二荒山神社(栃木県宇都宮市)に「文久三年神武天皇御陵御修繕の際、土中より得たといふ四個の土器を伝へてゐる」といい、それらの写真も載せる。これは昭和十一年七月二十三日の「旅行調査」による知見として紹介されており、それらの大きさは、埴が高八寸口径五寸、高杯(臺器)が口径三寸五分、坏が高六分口径二寸八分、もうひとつの坏が高五寸口径三寸であり、「此等は観古図説(引用註、『観古図説』所載の神武天皇陵から掘出された「土器」を参照するに相似た点がある」とする。またこれらの「土器」は、「下野鹿沼の勤王画家たる船越雲冥が奉納したもの」であり、雲冥は「天保四年に生れ、王室山陵恢復の成績を奏して、其の名海内に著れ、明治七年六月十三日宇都宮に客死した人⁽¹⁹⁾」という。

このように神武天皇陵御修復は、文久三年五月以降山陵奉行方の指揮のもと大規模な普請の様相を呈し、六月には奈良奉行所においても「立会附切」となった。『序攬』に神武天皇陵御

修復の具体的な記述がみられるようになったのには、このような事情があった。

また、文久三年五月に「掘出」された「土器」は、孝明天皇の御覽に供された後、「埋碑」とともに慶応元年五月七日に「石函」に納められて神武天皇陵の域内に埋め戻された。ところがそれら「土器」の一部は模写されて図書に掲載され、あるいはそこから転写されて「紙本」に載り、またさらには「土器」そのものが神武天皇陵の域内に埋め戻されることなく宇都宮戸田藩士や「勤王画家」に手に渡り永く伝えられることにもなった。もちろんこのような神武天皇陵への注目は、決して当時の社会一般に広く行き渡った動向でもなかったであろうし、後世の識者の議論の的となることもなかった。しかしこれらの「土器」を介在した神武天皇陵への関心はかつて確かに存在し、今日なおさまざまな資料を通じてその痕跡をたどり得るのである。

五、「棟梁」以下名前書付

史料V 文久三年六月十九日「神武天皇陵御修覆棟梁以下名前書付」

(文久三年六月十九日条)

○林藤左衛門より被写出候書付左二

和州高市郡今井大工町
今井組大工組頭
久兵衛
同曾我村
同
嘉兵衛
同今井南町

棟梁
角井民之助
惣肝煎
清三郎
肝煎
藤三郎
儀七
勘七

手伝方	赤瀬屋
小買物方	佐兵衛
中日雇方	
損料物方	
材木方	同今井東町
並木植付方	木屋
	佐助
	同今井今町
	材木屋
材木方	忠次郎
	同今井大工町
	細川屋
同	半右衛門
	京都不明七条上ル町

石方	石方	同	土方	銕冶方
	南都石切峠	京都丸太町通寺町西入	江戸両国米沢町二丁目	柳屋
	和泉屋	熊次郎	伊勢屋	友三郎
庄次郎		吉兵衛	尾張屋	
			庄吉	
			同出町柳形	

この林藤左衛門によって写された「書付」には、神武天皇陵御修復に携わった人びとについての具体的な記載がある。つまり、一枚目の「書付」には「棟梁」「惣肝煎」「肝煎」の計五名の名が、そして二枚目の「書付」には「大工与頭」「手伝方」「小買物方」「中日雇方」「損料物方」「材木方」「並木植付方」「鍛冶方」「鋸方」「土方」「石方」の計十一名の屋号と名が記されている。これらはいずれも職人や人夫等が入りする店の屋号や主人の名であろうから、実際に役務に就いた職人や人夫等とはもちろん別である。それにしても、いかにも大規模な普請であったことが偲ばれる。

ここで付け加えておきたいことは、ここでみた二枚の「書付」と同様の趣旨の資料が別にあることである。それは拙稿「神武天皇陵埋碑と擬刻」で指摘した「埋碑」に刻されたものである。「埋碑」の「左側面」「正面裏」「右側面」には、神武天皇陵御修復に携わったさまざまな立場の人びとの姓名が記されており、その中には宇都宮戸田藩主戸田忠恕や山陵奉行戸田忠至以下の宇都宮戸田藩士、また、南都奉行山岡景恭以下の諸士もあるが、右にみた「棟梁」以下も載せられている。ここで、史料Vにみた「棟梁」以下の部分に対応する「埋碑」の内容を確認すると次の通りである。⁽²⁰⁾

棟梁……………角井幸一

惣肝煎	松井義智
肝煎	藤三郎・儀七郎・勘七 ⁽²¹⁾
大工組頭	久兵衛・嘉兵衛
石方	熊次郎・庄次郎
土方	庄吉・吉兵衛
材木方	佐助・忠次郎・半右衛門
鋳方	友三郎
鍛冶方	鍔之助
手伝方	左兵衛

この両者は、「棟梁」以下を載せている点では同様ではあるが、職掌も名前も決して同一ではない。その理由は、文久三年と慶応元年という年代の差、また修復の途上における「書付」と修復の完了を記念する「埋碑」という記され方の差によるものと考えるのが順当であろうけれども、その詳細をここで明らかにすることはできない。

なお「埋碑」にみえる「棟梁」以下は、「政府修理立會」の人びとを載せる面（拙稿「神武天皇陵埋碑と擬刻」では〔右側面〕とした）に刻されている。ここにいう「政府」とは幕府の

ことであるから、「棟梁」以下は奈良奉行の配下に属するというのが「埋碑」の示すところである。

いずれにしても史料Ⅴは、すでにみた史料Ⅳとともに、「立会附切」であればこそその神武天皇陵御修復の現地における普請の記録として極めて貴重である。

六、木材と石の献納・調達

『序攬』の文久三年六月二十日条以降には、神武天皇陵御修復に必要な木材と石の献納・調達について記述されている。以下、みてゆくことにしたい。

史料Ⅵ 「神保御内吉川周次郎出席に付書上」

(六月二十三日条)

詰屋書□□□出候左二

神保御内

吉川周次郎出席

覚

山陵御営造方

林藤左衛門

同中役

黒瀬啓助

久保田市右衛門

同下役

小林仙三

久保千代之助

以上

亥六月

この「覚」には、参集した人びとについては記されているものの、そこで何がなされたのかについては全く触れられていない。しかしここにある「神保御内吉川周次郎出席」とある内「神保」とは旗本神保山城守(相繼)(三千次郎)⁽²²⁾で、神武天皇陵とされた地の領主であることが知られる。⁽²³⁾それではその神保山城守は神武天皇陵御修復と何らかの関わりがあったのであろうか。史料Ⅶの翌日条で明らかになる。

史料Ⅶ 文久三年六月二十五日「神保山城守松木五百本献納」

(文久三年六月二十五日条)

○神保山城守^(相徳)殿家来森本順助為挨拶罷越、松木御用材五百本献納御聞濟之旨申聞之事

ここに、神保山城守による神武天皇陵御修復に際しての「松木御用材五百本献納」の「御聞濟」が明らかにされている。「献納」はこの直後から実行された。

史料Ⅷ 文久三年六月二十七日「神保山城守より献納」

(六月二十七日条)

神保家献納 土木 末口 一尺 三本

同 二尺 四本

末口 三寸 十八丁

出役森本順助昼九ツ時引取候事

史料Ⅸ 文久三年六月二十八日「神保山城守より献納」

(六月二十八日条)

神保家献納

土木

五本

クと木 廿四本
右御内出席 吉川周治郎マ
○山陵御普請懸り出役同断(24)

ここに神保山城守による「献納」の実態の一端が明らかである。

神保山城守はこれらの「献納」によって元治元年二月二十七日に朝廷より褒賞されることになる。『古事類苑帝王部』（神宮司序、明治二十九年十一月〔昭和五十七年六月吉川弘文館より復刻〕）「帝王部十八山陵下修築」所引「文久遺事」に次のようにある通りである。

神保山城守

神武天皇御陵之儀者、其方知行所内ニ被_レ為_レ在、今度御修補ニ付、松材数本御用ニ相成、御満足被_二思召_一候、依白銀二十枚御所より賜候旨、伝奏衆被_二相達_一候間、此段相達候、尤銀子之儀者、御納戸頭申談、請取頂戴候様可_レ被_レ致候、

右二月廿七日 ○元治(25)
元年

史料X 文久三年六月二十五日「倉橋溪より石五千づつ日々運送」

(文久三年六月二十五日条)

○今日ヨリ石数五千宛日々普請所江倉橋溪ヨリ運送之由林藤左衛門ハ尊有之

史料IVでみた「藤堂和泉守殿御領分倉橋村領ニ有之候石」の「取寄」の実現である。

七、神武天皇陵の周辺

この時期、つまり、神武天皇陵御修復御用が「立会附切」となった文久三年六月以降、神武天皇陵の周辺のさまざまな事柄が『序攬』に散見されるようになる。地域の歴史や民俗、また政治的な事柄に至るまでさまざまである。以下にみることにしたい。

史料XI 文久三年六月二十五日「家茂公大坂出航、雨乞」

(文久三年六月二十五日条)

○同断咄ニ

公方様 去ル十三日大坂御発駕御軍艦ニテ東海道へ向御戦之事

○同断咄二

畝火山神宮へ甘ヶ村申合雨乞いたし候旨申聞候事

但カ子 大イコ

調子―ホラ貝ニテ早朝ヨリ夕方マテトントコ、トントコ、ト不絶ハヤシ候事

但百姓ともは社等ニテヨヒソラ、ヨヒソラといふておとり候事

史料Ⅻは、先にみた史料Ⅶ・史料Ⅹとともに『庁攬』文久三年六月二十五日条の一部であり、全体の順序は、史料Ⅶ↓史料Ⅻ↓史料Ⅹである。つまり史料Ⅻにみえる「同断咄二」というのは史料Ⅶにみえる「神保山城守家来森本順助」の「咄」、つまり旗本神保山城守相徳の「家来」からの伝聞ということである。

史料Ⅹの前段は、「公方様」、つまり十四代将軍徳川家茂の文久三年六月十三日の大坂出航を述べたものであり、後段は「畝火山神宮」、つまり畝傍山口神社（橿原市大谷町）での「雨乞」について述べたものである。

まず前段についてである。ここには極めて淡々と将軍家茂の大坂出航について事実が述べられているのであるが、一歩踏み込んで考えてみれば実に重大かつ複雑な政情過程がその背後に存在したのである。

ここでその概略を指摘すれば、文久三年三月四日に入京した將軍家茂は、同月十一日には攘夷祈願のための孝明天皇の賀茂社行幸に供奉し、四月二十日には五月十日を期限とした攘夷の實行を確約させられる等、急進派公卿の画策に弄せられ続けた。しかしようやく六月三日には、「今日賜暇候間賜御劍候、速東下外夷掃攘之成功有之武威輝海外候様御沙汰候事」²⁶との「御沙汰書」を得て、同月十三日に大坂から江戸に向け出航したのであった。前段はこの大坂出航について記したものである。

ここで付言しなければならないのはその後の経緯である。よく知られているように急進派公卿の勢いはとどまる所を知らず、ついには孝明天皇による「大和国行幸」が企図されるまでに至った。八月十三日の「詔」には、「為今度攘夷御祈願大和国行幸、神武帝山陵春日社等御拜、暫御逗留、御親征軍議被為在、其上神宮行幸事」(傍点引用者)²⁷とある。なによりもここに「神武帝陵」とあることに注意が向けられなければならない。この「大和国行幸」は八月十八日に起きた政変のために実行されることはなかったが、なかんづく文久三年における神武天皇陵について考える際に、右にみた如く「神武帝陵」が攘夷祈願の象徴とされていることは忘れられてはならない。

それにしても、前段後半の「御軍艦ニて東海道へ向御戰之事」(傍点引用者)とある内の「御戰」とはいったい何であろう。右にみたように家茂が、「東下」を許されるための条件として

「外夷掃攘之成功」を名目としなければならなかったことの反映を、この「御戦」に読み取ることができよう。

さて後段の記述は、一見して明らかな通り雨乞の記述である。前段と同様「同断咄二」という神保山城守家来森本順助からの伝聞による記述ではあるが、かえって「立会附切」の実態をよく示す記述といえることができる。史料中、「大イコ」というのは「タイコ（太鼓）」であろう。以下、六月条には神武天皇陵周辺の歴史や民間伝承に関する記述がみられる。

史料Ⅻ 文久三年六月二十一日「大久保村神武社参詣」

(文久三年六月二十一日条)

昼九ツ時比

○大久保村

神武社江参詣

史料Ⅺ 文久三年六月二十六日「雲梯村に古の官跡の由承る」

(文久三年六月二十六日条)

○雲梯村領大坪カハ原又は官家屋敷家畑官字藪といふ處及見候、是者古の官跡の由申伝候

旨、同村助七といふ人ニ承ル、同村は家数百軒之由申候事

史料Ⅻ 文久三年六月二十八日「太玉命社の縁起」

(文久三年六月二十八日)

○太玉命社の縁起三卷 忌部村役人預リ

同断二卷者右同村助七方所蔵、尤助七先代者太玉神社の仕官にて大同年以来天正永祿の比迄之家図由緒杯ノ記をも所持いたし候由にて今日持参及見之事

史料Ⅺ 文久三年六月二十九日「畝火山口神社の埴口神事」

(文久三年六月二十九日条)

○昨廿八日并今廿九日於畝傍山社前神式有之、参詣人数多有之事

但廿八日夕方夕方夕翌廿九日昼迄参詣致し候常例、泉苧堺より住吉祭二付土取ニ畝傍山江毎年六月晦日罷越候定例之由承候事

史料Ⅻ・ⅩⅢ・ⅩⅤとも、神武天皇陵御修復との関連でいえば、史料Ⅺの後段と同様の文脈で捉えることができるであろう。繰り返していえば、御修復御用が「立会附切」であればこそ

の、神武天皇陵周辺の事柄の聞き書きである。

ここで改めて史料について述べることはしないが、史料Ⅻの「大久保村」は大窪村として高市郡に属し現在の橿原市大久保町にあたり、「神武社」についてはいま詳らかにし得ない。史料Ⅺの「雲梯村」は高市郡に属し現在の橿原市雲梯町にあたる。史料Ⅻの「太玉命社」はあめのふしたまのみこと太玉命神社であり、忌部村は高市郡に属し現在の橿原市忌部町にあたる。史料Ⅻの「畝傍山社」は畝火山口神社であり、そこに述べられているのは同社に伝わる埴口神事のことである。

おわりに

前稿に引き続き本稿では『序攬』から文久三年六月条を取り上げ、神武天皇陵御修復をめぐる記述から、いわば即物的な視点からの神武天皇陵の形成過程の実態について考察した。文久三年六月における神武天皇陵は、一面では五月に始まった大規模な普請が本格化し、それに伴って奈良奉行としても御修復御用が「立会附切」とされるようになり、『序攬』にも御修復御用の実態、ことにその際に出土した「土器」等についてはこと細かに記録されたのである。しかしもう一面として、神武天皇陵を攘夷祈願の象徴と位置付ける八月十三日の「詔」までも

う日は幾許もないことにも充分注意が向けられなければならない。

本稿では専ら文久三年六月に焦点を絞って神武天皇陵御修復について実地の視点からみた訳であるが、幕末期における神武天皇陵のあり方をめぐる議論をめぐって、いくらかでも具体的な素材を提供することができたなら、本稿の目的は達せられたことになる。

註

(1) 史料Ⅲの直前の御勘定鈴木観之助・御普請役副田元右衛門の動向については、『序攬』の以下の記述を参照。

(文久三年六月九日条)

○六月九日夜今井町役人より松尾平右衛門方へ飛脚到来

御勘定

鈴木観之助

上下四人

御普請役

副田元右衛門

上下式人

今九日明六時大坂鈴木町御役宅御出立道筋休泊之義ハ

平野 柏原 六月九日 国分
休

関屋

泊同日

下田

高田

着十日

今井

(2) 鈴木観之助が奈良奉行所に向いたことについては、『序攬』の以下の記述を参照。

(文久三年六月十二日条)

○同日八ツ時比御役所江鈴木観之助被罷越ニ付、懸り与力之内於小書院御奉行御達有之、其所江中條良藏忝人罷出御挨拶相済候上、羽田謙左衛門同半之丞橋本喜久右衛門御挨拶相済、次ニ同心鳥山藤左衛門佐々倉権左衛門御挨拶申上ル

(3) ただし、聖宋元宝について「千八十二年」、万年通宝について「千八十四年」、神功開宝について「千百七年」、隆平元宝について「九百廿八年」とあるのについては、ここで見通しを立てることはできない。

(4) 戸原純一著「幕末の修陵について」(宮内庁書陵部陵墓課編『書陵部紀要陵墓論文集』(学生社、昭和五十五年四月)所収。初出は『書陵部紀要』第十六号、昭和三十九年十月)九十一頁。

(5) 『序攬』文久三年六月十六日条には次の通りある。まさに「相詰」「詰」とある。

(文久三年六月十六日条)

○中條良藏同道兩人相連御陵普請所江相詰之事

下役

下役

久保千代之助

新民作

上役

同

黒瀬敬助

小林仙三

林藤左衛門

○今日御普請詰、役副田元右衛門出席、御普請所見分之上昼九ツ時比旅宿へ被引取候事(傍点引用者)

(6) 宇都宮戸田藩士。

(7) 「文久二年五月」には未だ宇都宮戸田藩による「山陵修補の建白」(文久二年閏八月)もなされておらず、孝明天皇による神武天皇陵決定の「御沙汰」(文久三年二月)もなく、当然「文久二年」はあり得ない。本稿でみている『庁攬』の記述に従い、「文久三年」とするのが適当である。

(8) 『観古図説陶器之部一』はこれに続けて、個々の品について詳しく説明するとともに、図も載せている。

(9) ここで岡本桃里による模写の内「二十六図」に注目することにしたい。この「二十六図」については、本文での『観古図説』の引用の先の部分に「此二十六図ノ一品ハ桃里ノケ置テ此後博物館へ出ス」(傍線は原文のママ)とあり、その「二十六図」は「畝火山麓字丸山ニテ掘出」と註記される「高二寸四分ノ二寸八分」の「祭器」である。このことは、佐藤著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理に就いて」でも述べられている(五十二頁)。しかしここで改めて指摘しておきたいのは、この「祭器」が「畝火山麓字丸山」(傍点引用者)から「掘出」されたとされていることである。この「丸山」にはかつて神武天皇陵との説もあったが、文久三年二月の孝明天皇の「御沙汰」によって否定され、神武田(ミサンザイ)が神武天皇陵とされたのである(拙稿「文久の修陵」における神武天皇陵決定の経緯」〔調布学園短期大学「調布日本文化」第九号、平成十一年三月〕、また拙著『天皇陵の誕生』(祥伝社新書、二〇一二年三月)等参照)。その「丸山」から、文久三年五月になって「祭器」を「掘出した」というのである。そうであれば、この「掘出」の主体は奈良奉行ではあり得ず、山陵奉行方、つまり宇都宮戸田藩ということになる。文久三年五月の段階では、奈良奉行所は神武天皇御修復についてまだ「立会附切」としてはいないのである。それならば少なくとも山陵奉行方にあつては、文久三年五月にあつてすらなお「丸山」について神武天皇陵としての何らかの価値を認めていたということ

になる。しかしながら、この事柄についてこれ以上明らかにするための材料は今のところ確認できていない。

(10) 佐藤著「文久三年に於ける神武天皇御修理に就いて」五十二頁。

(11) 埋碑の埋められた場所について、松井元儀編『文久度山陵修補綱要』（宮内庁書陵部所蔵）は「御陵右側土手下中央」と、「山陵御修補始末稿一」（『山陵御修補始末稿二二』（宮内庁書陵部所蔵）は「御陵面ノ右側中央御土手下ニシテ左ノ場所図略ス」とする（拙稿「神武天皇埋碑と擬刻」六十八頁）。

(12) 『序攬』に縣信緝についてみえることについては、前稿「二、縣勇記の『宮社』構想」（七十六〜八頁）参照。

(13) 長嶋著「随想宇都宮藩山陵修補事業と考古資料」は、縣信緝が吉田可黙に神武天皇陵出土の「土器」を乞う書簡の写真を載せる（「吉田可黙に陵内出土物を依頼した帛六石の書簡（吉田粮造氏蔵）」）。そこには、「神武天皇御陵辺今出土器之内破裂の品にて不苦候間、御收入御惠存可有之候、立祠相祭度候」と述べ、見込まれる「土器」の図を示しつつ、「此位之杯御序之節御惠存可被下候」とする（六一頁）。

(14) 長嶋著「随想宇都宮藩山陵修補事業と考古資料」の「7神武陵出土品を思い出に」「8神武陵出土の古式土師器の実体」（二六〇〜二頁）。なお実測図（「神武陵」出土土師器写真及び実測図（安永真一氏による））によれば、この土器は高さ幅とも九センチメートル程度の壺型の土師器である。

(15) 『観古図説陶器之部一』所載の「日向国諸縣郡本城十日町より掘出したる齋瓮」、「大和国式上郡三輪の神山より掘出したる『吾壺則祭器也』と説明してゐるもの」という（佐藤著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理に就いて」五十四頁）。

(16) ここで佐藤論文がいう「明治十四年」に成った「御埋の碑文の出版」というのは、「明治十四年に

宮内省の許可を得て『神武天皇御埋碑文』と題し、木版に刷つて売られた。即ち大阪府平民、大和高市郡大久保村三十六番地平岡庄太郎が編修及出版人となり、明治十四年十月八日、出版御届をすませて、定価二銭で頒布せられ、「米山宗臣氏蔵を見るに縦一尺一寸六分、横五寸二分の刷紙にして明治十四年七月十二日及同年九月一日の宮内省御許可の朱印が押してある」(佐藤著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理に就いて」五十一頁)ものであつて、拙稿「神武天皇陵埋碑と擬刻」で取り上げた奥野陣七による「石摺」ではない。

(17) 佐藤著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理に就いて」五十四頁。

(18) 神武天皇陵から出たもの他にも「丸山」から出たもの(『観古図説陶器之部』のいう「二十六図」も含む。(b)に一点載せられている)。

(19) 佐藤著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理に就いて」五十四頁。

(20) 拙稿「神武天皇陵埋碑と擬刻」六十二〜三頁。ただし引用では「埋碑」の体裁は反映していない。

(21) 拙稿「神武天皇陵埋碑と擬刻」でも指摘したが、「埋碑」の刻文の内容は「山陵御修補始末稿三」(『山陵御修補始末稿三四』(宮内庁書陵部所蔵))にも詳しく載せられている。しかし、この「勘七」については記載がない。

(22) 神保相徳は後に遠江守を称する。

(23) 上野竹次郎編纂『山陵上』(山陵崇敬会、大正十四年七月)に「此ノ地当時幕府靡下土神保氏ノ有タリ、是ニ於テ山陵奉行戸田忠至、神保氏ニ議シテ之ヲ献ラシメ、五月始メテ土木ノ工ヲ起ス」(十七〜八頁)とある。また、戸原純一著「幕末の修陵について」は、「大和高市郡の北部を領有した旗本神保遠江守(引用註、註(22))でも指摘した通り、神保相徳は山城守を称した後に遠江守を称した)の領内には、神武天皇以下五天皇の山陵が介在していたが、大久保村以下の五ヶ村から計五町三畝余

の土地を山陵用地として上地し脱であり、この種の例は他にも多く見られる」(九十四頁)とし、その典拠史料として「神保遠江守知行所之内御陵上知村々田畑石数取調帳」(戸原論文では同論文において典拠とした史料について、「特に註記しないものはすべて書陵部所蔵の自筆本或は写本によつた」(八十五頁)とする)を挙げる。また、「旗本神保山城守」が木材を献納したことについても触れる(九十六頁)。さらに、後出の「文久遺事」(『古事類苑帝王部』所引)も参照。

(24) 史料Ⅷにみえる森本順助を指す。

(25) 『古事類苑帝王部』一〇九七～八頁。

(26) 『孝明天皇紀第四』(平安神宮、昭和四十三年八月)文久三年六月三日条所引「久邇宮国事文書写」(六八四頁)。

(27) 『孝明天皇紀第四』文久三年十三日条所引「定功卿記」(七七九頁)。